各都道府県·政令市産業廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

搬出困難な微量 P C B 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法について(通知)

廃棄物処理行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、今般、その大きさや重量等の要因から、設置又は保管された場所からの搬出が困難な微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等(以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。)が存在することに鑑み、当該微量PCB汚染廃電気機器等が設置又は保管された場所において、あらかじめ運搬可能な大きさまで解体又は切断する作業を安全かつ適正に行うための方法及び留意事項として、「搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、搬出困難な微量PCB汚染廃電気機器等が本書にのっとって解体・切断され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の4の4第1項に基づく無害化処理認定を受けた事業者等に適正に搬入されるよう、関係者への周知、指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。